

貯水槽保守管理業務委託料算定数量算出マニュアル

第1 基本事項

このマニュアルは、「建築設備保守管理業務委託料算定要領」を適用する際の、貯水槽保守管理業務で点検回数等の取扱いを定めるものである。貯水槽保守管理業務の点検回数等は、「水道法」、「水道法施行令」、「水道法施行規則」及び「水質基準に関する省令」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下、建築物衛生法という）」及び同法に基づく厚生労働省告示並びに各地方条例で定められており、下記のとおりである。これを下回らない周期で点検等を行うこと。

第2 保守点検、清掃に関する事項

2.1 保守点検（1回／年）

- ①受水槽、高置水槽の保守点検は、原則として業者委託により実施する。
- ②受水槽、高置水槽が設置されている場合、保守点検は、2基分計上する。

2.2 水槽の清掃（1回／年）

- ①受水槽、高置水槽の清掃は、業者委託により実施する。
- ②受水槽、高置水槽が設置されている場合、清掃は、2基分計上する。
- ③水槽容量とは、水槽の容積のことで、槽に貯水できる有効容量とは異なるので注意する。
- ④2槽式水槽（水槽の中を仕切り2槽としたもの）は、各々の水槽が別に在るものとして扱う。
- ⑤水槽容量が5,000L未満のタンクについては、原則、別途見積により加算すること。ただし、見積によるのが難しい場合は、5,000L～10,000Lの歩掛りとしてもよい。
- ⑥水槽の清掃終了後又は長期休止明けで水質検査及び残留塩素の測定を行う場合は、1基当たり保全技術員補0.5人を加算する。

第3 水質検査に関する事項

- ①水質検査の周期は下表のとおりである。

建築物	貯水槽の種別	検査項目	周期
建築物衛生法における特定建築物 (注1)	人の飲用等の目的のために水を供給する場合	水質基準省令で定める16項目(注2)	1回／6月
		水質基準省令で定める12項目(6～9月実施)	1回／年
	雑用水を供給する場合	遊離残留塩素	1回／7日
		pH値、臭気、外観	1回／7日
		大腸菌	1回／2月
	濁度(注3)	1回／2月	
	遊離残留塩素	1回／7日	
上記以外の建築物	人の飲用等の目的のために水を供給する場合	水質基準省令で定める11項目等(注4) (一般飲料水検査)	1回／年

(注1)床面積3,000㎡以上で事務所、または集会場などの多数の人が使用又は利用する建築物及び床面積8,000㎡以上で学校教育法第1条に定められている学校等の建築物

※詳細は建築物衛生法施行令第1条を参照

(注2)水質検査結果が「適」の場合は、5項目については次回の検査は省略が可能

(注3)散水、修景、清掃用水として使用する場合

(注4)上記建築物衛生法における特定建築物が受ける水質検査の内水質基準省令で定める16項目より省略可能な5項目を除いたもの

- ②水質検査は原則として登録水質検査機関で行う。ただし、上表検査項目のうち、周期が1回／日のものについてはこの限りではない。
- ③登録水質検査機関へ依頼する場合の検査手数料は、受水槽と高置水槽が設置されている場合でも、1検体（1系統）分の金額とする。ただし、1基の受水槽が複数の高置水槽につながっている場合は、高置水槽の基数を検体数として算定する。
- ④上表検査項目の検体の採水及び登録水質検査機関への持ち込みを業者委託する場合は、1回当たり保全技術員補0.5人を、業務委託料に加算する。ただし、特定建築物における飲用水の遊離残留塩素及び雑用水の検査項目については、別途見積

により加算する。

第4 法定検査等に関する事項

- ①法定検査は、施設管理者が申請し検査を受けること。
- ②法定検査及び報告書の提出は下表のとおりである。

貯水槽の種別	建築物	内容	周期
簡易専用水道における法定検査（受水槽容量が10 m ³ を超えるもの）	建築物衛生法における特定建築物	左記法律第10条に規定する帳簿書類及び簡易専用水道取扱要領に定める様式第5号を、水道法第34条の2で定める登録検査機関へ提出し、検査を受ける	1回/年
	上記以外の建築物	施設の外観、給水栓における水質、書類の検査を、上記登録検査機関に依頼して受ける	1回/年
小規模貯水槽水道における報告書の提出（上記以外の貯水槽）	松江市、出雲市、浜田市の建築物	左記市が定める小規模貯水槽水道検査報告書の提出	1回/年

- ③上表項目で、法定検査を受検する場合の手数料は、特定非営利活動法人八雲総合サービス協会の料金を参考とする。

第5 その他

5.1 日常点検

- ①日常点検は原則として施設管理者が行う。業者に委託する場合は別途加算する。
- ②水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないように、1回/月の点検を行う。

5.2 帳簿書類の備付け

- ①施設管理者は下表のとおり帳簿書類の備付けを行う。

建築物	貯水槽の種別	帳簿書類の内容	保存期間
建築物における衛生的環境の確保に関する法律における特定建築物	全て	給水及び排水の管理に関して行った措置、測定・検査の結果、設備の点検、整備状況等について記録すること	5年
上記以外の建築物	簡易専用水道（受水槽容量が10 m ³ を超えるもの）	保守点検、水槽の清掃、水質検査等の管理状況を記録すること	規程なし

附 則

- このマニュアルは、平成22年 9月30日から施行する。
このマニュアルは、平成26年 6月 1日から施行する。
このマニュアルは、令和 3年 1月 8日から施行する。